

外国為替に関する省令の一部を改正する省令案について

財務省では、外国為替及び外国貿易法に基づく銀行等による顧客の本人確認義務に関し、外国為替に関する省令について所要の規定の整備を行うことを検討しております。

概要については別紙 1、改正案については別紙 2 を御参照ください。

本改正案につきまして、皆様から御意見を募集しております。御意見等がございましたら、氏名又は名称及び連絡先を付記の上（御意見等の内容を確認するため、連絡を取らせていただくことがあります。）、令和 6 年 5 月 10 日（金）（必着）までに、電子メール又は郵送により下記までお寄せください。なお、電話での御意見等には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

皆様から頂いた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き、公表させていただきます。

また、御意見等につきましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【御意見等の送り先】

○ 電子メールによる場合

メールアドレス： gaitame.shourei@mof.go.jp

※ e-Gov のパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出することも可能です。

○ 郵送による場合

〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1

財務省国際局調査課外国為替室法規係

【お問い合わせ先】

○ 財務省国際局調査課外国為替室

T E L : 03-3581-4111（内線 2868）